

家畜の飼養衛生管理状況等に関する  
**定期報告書の提出をお願いします**

●**年1回の報告義務があります**

家畜伝染病予防法により、家畜を飼養している全ての方に、飼養頭羽数や飼養衛生管理状況などについて、都道府県知事あてに報告することが義務づけられています。

●**対象となる家畜の種類と報告の締め切り日**

家畜の種類	締め切り日
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし	4月15日
家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)	6月15日

●**報告内容と必要書類**

<p><b>1 基本情報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜所有者の住所、氏名</li> <li>・家畜の種類、頭羽数</li> <li>・畜舎等の数</li> </ul> <p><b>2 飼養衛生管理基準の遵守状況※</b> (チェックシート)</p>	<p><b>3 添付書類※</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農場平面図(衛生管理区域・消毒設備の設置箇所を明記)</li> <li>・必要のない者の立入制限措置</li> <li>・消毒設備の種類</li> <li>・畜舎ごとの家畜の飼養密度</li> <li>・埋却地、焼却等の確保状況</li> <li>・(大規模所有者のみ)担当獣医師名</li> <li>・連絡先、通報ルールの写し</li> </ul>
--	---

巡回等の際に  
お渡しします!



※次の頭羽数に該当する方は2、3は不要です。  
 牛・水牛・馬：1頭のみ  
 鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし：6頭未満  
 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・  
 七面鳥：100羽未満、だちょう：10羽未満



●**飼養衛生管理基準が見直されました**

今年度から、「2 飼養衛生管理基準の遵守状況(チェックシート)」に『家畜・家きんの死体を保管する場合には、保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。』や『家畜・家きんの死体又は排せつ物を移動する場合には、漏出を防止するための措置を講じている。』等、新たな項目が追加されました。

平成29年2月1日現在の状況を報告してください